

# 奈良市公報

## 号外第26号

平成25年12月16日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目次

#### 告示

○平成25年度奈良市一般会計予算等の要領…………… 1

### 告示

#### 奈良市告示第181号

平成25年奈良市議会3月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成25年3月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 平成25年度奈良市一般会計予算
- 2 平成25年度奈良市下水道事業費特別会計予算
- 3 平成25年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算
- 4 平成25年度奈良市国民健康保険特別会計予算
- 5 平成25年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算
- 6 平成25年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算
- 7 平成25年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算
- 8 平成25年度奈良市駐車場事業特別会計予算
- 9 平成25年度奈良市介護保険特別会計予算
- 10 平成25年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 11 平成25年度奈良市針テラス事業特別会計予算
- 12 平成25年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算
- 13 平成25年度奈良市病院事業会計予算
- 14 平成25年度奈良市水道事業会計予算

#### 第1表 歳入歳出予算

##### 歳入

款	項	金額
1 市	税	51,866,427 <sup>千円</sup>
	1 市民税	26,040,396
	2 固定資産税	19,280,646
	3 軽自動車税	415,918
	4 市たばこ税	1,989,251
	5 特別土地保有税	265
	6 入湯税	7,005

15 平成25年度奈良市都祁水道事業会計予算  
16 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算  
平成25年度奈良市一般会計予算  
平成25年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,438,462千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

	7 事業所税	955,317
	8 都市計画税	3,177,629
2 地方譲与税		840,000
	1 地方揮発油譲与税	260,000
	2 自動車重量譲与税	580,000
3 利子割交付金		270,000
	1 利子割交付金	270,000
4 配当割交付金		280,000
	1 配当割交付金	280,000
5 株式等譲渡所得割交付金		80,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	80,000
6 地方消費税交付金		3,100,000
	1 地方消費税交付金	3,100,000
7 ゴルフ場利用税交付金		300,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	300,000
8 自動車取得税交付金		300,000
	1 自動車取得税交付金	300,000
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		4,015
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	4,015
10 地方特例交付金		240,000
	1 地方特例交付金	240,000
11 地方交付税		15,700,000
	1 地方交付税	15,700,000
12 交通安全対策特別交付金		70,000
	1 交通安全対策特別交付金	70,000
13 分担金及び負担金		1,377,027
	1 分担金	3,418
	2 負担金	1,373,609
14 使用料及び手数料		2,295,118
	1 使用料	1,561,856
	2 手数料	733,262
15 国庫支出金		21,421,382
	1 国庫負担金	17,889,776
	2 国庫補助金	920,468
	3 国庫委託金	113,211
	4 国庫交付金	2,497,927

16 県支出金		5,804,165
	1 県負担金	4,244,042
	2 県補助金	1,361,175
	3 県委託金	171,807
	4 県交付金	27,141
17 財産収入		1,417,580
	1 財産運用収入	122,540
	2 財産売却収入	1,295,040
18 寄附金		106,500
	1 寄附金	106,500
19 繰入金		443,476
	1 基金繰入金	443,476
20 諸収入		2,417,972
	1 延滞金・加算金及び過料	378,985
	2 預金利子	3,410
	3 貸付金元利収入	1,346,985
	4 雑収入	688,592
21 市債		15,104,800
	1 市債	15,104,800
歳入合計		123,438,462

歳出

款	項	金額
1 議会費		753,496 <sup>千円</sup>
	1 議会費	753,496
2 総務費		14,746,658
	1 総務管理費	11,306,084
	2 企画費	1,349,824
	3 徴税費	1,134,368
	4 戸籍台帳住民費	450,856
	5 選挙費	391,347
	6 統計調査費	34,259
	7 監査委員費	79,920
3 民生費		49,954,267
	1 社会福祉費	20,362,067
	2 児童福祉費	16,300,209

	3 生活保護費	13,225,359
	4 国事民務年金費	66,632
4 衛生費		10,826,457
	1 保健衛生費	2,055,957
	2 保健所費	1,783,130
	3 清掃費	5,615,854
	4 上水道費	1,371,516
5 労働費		131,658
	1 労働諸費	131,658
6 農林水産業費		476,894
	1 農林費	476,894
7 商工費		1,551,202
	1 商工費	1,551,202
8 観光費		1,167,652
	1 観光費	1,167,652
9 土木費		10,865,724
	1 土木管理費	236,764
	2 道路橋梁費	2,672,044
	3 河川費	393,276
	4 都市計画費	7,154,464
	5 住宅費	409,176
10 消防費		3,981,231
	1 消防費	3,981,231
11 教育費		11,160,300
	1 教育総務費	2,718,375
	2 小学校費	1,190,593
	3 中学校費	2,214,169
	4 高等学校費	971,064
	5 幼稚園費	1,620,735
	6 社会教育費	1,322,299
	7 保健体育費	1,123,065
12 災害復旧費		37,000
	1 農林水産業施設 災害復旧費	5,000
	2 土木施設災害復旧費	32,000

13	公債費		17,475,981
		1 公債費	17,475,981
14	諸支出金		259,942
		1 地元公共事業基金	34,576
		2 財政調整基金	2,000
		3 減債基金	223,366
15	予備費		50,000
		1 予備費	50,000
歳出合計			123,438,462

第2表 債務負担行為

1 新規分

事 項	期 間	限 度 額
共通基盤・総合税システム導入経費	平成25年度から平成36年度まで	2,700,000 <sup>千円</sup>
税額通知書印刷等経費	平成25年度から平成26年度まで	7,200
老人福祉施設等整備費補助事業	平成25年度から平成26年度まで	572,815
新斎苑用地測量業務委託	平成25年度から平成26年度まで	20,000
新斎苑環境評価業務委託	平成25年度から平成26年度まで	60,000
奈良県動物愛護センター周辺環境整備負担金	平成25年度から平成29年度まで	84,030
平成19年度までの中小企業資金融資に伴う損失補償	平成25年度から返済終了年度まで	平成24年度末における損失補償付き中小企業資金融資残高から、これに対する中小企業信用保険による保険金を減じた額に代位弁済時の利息を加えた額
六条奈良阪線街路整備事業	平成25年度から平成29年度まで	1,000,000
世界遺産包括的保存管理計画策定業務	平成25年度から平成26年度まで	4,600

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等施設整備事業	720,700 <sup>千円</sup>	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
文化振興施設整備事業	40,500	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	10,000	〃	〃	〃

福祉施設整備事業	138,800	〃	〃	〃
環境改善事業	7,000	〃	〃	〃
保健衛生施設整備事業	33,400	〃	〃	〃
清掃施設整備事業	178,000	〃	〃	〃
労働福祉施設整備事業	4,000	〃	〃	〃
土地基盤整備事業	69,800	〃	〃	〃
観光施設整備事業	334,600	〃	〃	〃
道路事業	1,198,500	〃	〃	〃
河川事業	190,500	〃	〃	〃
都市計画事業	1,096,300	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	5,800	〃	〃	〃
消防施設整備事業	254,700	〃	〃	〃
義務教育施設整備事業	1,446,100	〃	〃	〃
高等学校施設整備事業	6,000	〃	〃	〃
幼稚園施設整備事業	109,100	〃	〃	〃
社会教育施設整備事業	56,700	〃	〃	〃
災害復旧事業	34,300	〃	〃	〃
退職手当	2,090,000	〃	〃	〃
臨時財政対策	7,080,000	〃	〃	〃
計	15,104,800			

## 平成25年度奈良市下水道事業費特別会計予算

平成25年度奈良市の下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,523,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		25,508 <sup>千円</sup>
	1 分担金	7,155
	2 負担金	18,353
2 使用料及び手数料		3,910,140
	1 使用料	3,909,960
	2 手数料	180

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

3 国庫支出金		279,148
	1 国庫交付金	279,148
4 県支出金		15,848
	1 県補助金	15,848
5 財産収入		16
	1 財産運用収入	16
6 繰入金		2,468,604
	1 一般会計繰入金	2,465,754
	2 基金繰入金	2,850
7 諸収入		36
	1 貸付回収金	36
8 市債		1,823,900
	1 市債	1,823,900
歳入合計		8,523,200

歳出

款	項	金額
1 下水道事業費		4,007,584 <sup>千円</sup>
	1 下水道費	2,964,984
	2 下水管渠費	901,100
	3 大和川流域下水道整備事業費	141,500
2 農業集落排水事業費		254,116
	1 農業集落排水費	100,616
	2 農業集落排水施設整備費	153,500
3 公債費		4,261,500
	1 公債費	4,261,500
歳出合計		8,523,200

第2表 債務負担行為

1 新規分

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給（公共下水道分）	平成25年度から平成29年度まで	融資総額33,000千円を限度とする年利1.35%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（公共下水道分）	平成25年度から平成29年度まで	金融機関からの借入総額33,000千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額
水洗便所改造資金融資幹旋事業に伴う利子補給（農業集落排水処理施設分）	平成25年度から平成29年度まで	融資総額11,100千円を限度とする年利1.35%の範囲内の額
水洗便所改造資金借受者の金融機関からの融資に対する損失補償（農業集落排水処理施設分）	平成25年度から平成29年度まで	金融機関からの借入総額11,100千円及び当該借入期間中の利息相当額並びに遅延利息の合計額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,823,900	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

平成25年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成25年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		6,260 <sup>千円</sup>
	1 一般会計繰入金	6,260
2 諸収入		13,740
	1 雑収入	13,740
歳入合計		20,000

歳出

款	項	金額
1 住宅新築資金等貸付事業費		6,260 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	6,260
2 公債費		13,740
	1 公債費	13,740
歳出合計		20,000

平成25年度奈良市国民健康保険特別会計予算

平成25年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,800,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		8,781,195 <sup>千円</sup>
	1 国民健康保険料	8,781,195
2 使用料及び手数料		120
	1 手数料	120

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。



3 国庫支出金		8,623,368
	1 国庫負担金	6,938,458
	2 国庫補助金	1,684,910
4 療養給付費交付金		1,347,478
	1 療養給付費交付金	1,347,478
5 前期高齢者交付金		10,200,000
	1 前期高齢者交付金	10,200,000
6 県支出金		1,791,168
	1 県負担金	242,847
	2 県補助金	1,548,321
7 共同事業交付金		3,899,600
	1 共同事業交付金	3,899,600
8 財産収入		400
	1 財産運用収入	400
9 繰入金		2,122,100
	1 一般会計繰入金	2,122,100
10 諸収入		34,571
	1 延滞金及び過料	61
	2 預金利子	10
	3 雑入	29,700
	4 療養費等指定公費返還金	4,800
歳入合計		36,800,000

歳出

款	項	金額
1 総務費		360,045 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	285,429
	2 賦課徴収費	73,936
	3 運営協議会費	680
2 保険給付費		25,192,502
	1 給付諸費	25,192,502
3 老人保健拠出金		1,300
	1 老人保健拠出金	1,300
4 後期高齢者支援金等		4,900,500
	1 後期高齢者支援金等	4,900,500
5 前期高齢者納付金等		5,500
	1 前期高齢者納付金等	5,500

6 介護納付金		2,034,000
	1 介護納付金	2,034,000
7 共同事業拠出金		3,899,630
	1 共同事業拠出金	3,899,630
8 保健事業費		309,323
	1 特定健康診査等事業費	276,152
	2 保健事業費	33,171
9 基金積立金		400
	1 基金積立金	400
10 公債費		50,500
	1 公債費	50,500
11 諸支出金		45,800
	1 還付及び還付加算金	41,000
	2 療養費等指定公費立替金	4,800
12 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		36,800,000

平成25年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算  
平成25年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,433,800千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国庫支出金		32,700 <sup>千円</sup>
	1 国庫交付金	32,700
2 繰入金		958,734
	1 一般会計繰入金	958,734
3 諸収入		766
	1 雑収入	766
4 市債		441,600
	1 市債	441,600
歳入合計		1,433,800

歳出

款	項	金額
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		408,000 <sup>千円</sup>

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

	1 西大寺駅南地区 土地区画整理事業費	408,000
2 JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費		216,600
	1 JR奈良駅南地区 土地区画整理事業費	216,600
3 公債費		809,200
	1 公債費	809,200
歳出合計		1,433,800

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西大寺駅南地区 土地区画整理事業	千円 315,500	普通貸借 又は 債券発行	5.0%以内（利率 見直し方式により 当該利率の見直し を行った後におい ては、見直し後の 利率とする。）	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の場 合には、その債権者との協定 による。ただし、市財政の都 合により据置期間を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に 借換えすることができる。
JR奈良駅南地区 土地区画整理事業	126,100	〃	〃	〃
計	441,600			

平成25年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算  
平成25年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 348,100
	1 一般会計繰入金	348,100
歳入合計		348,100

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 348,100
	1 公債費	348,100
歳出合計		348,100

平成25年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算  
平成25年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、  
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 340,300
	1 一般会計繰入金	340,300

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,100  
千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額  
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ340,300  
千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額  
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳入合計		340,300
歳出		
款	項	金額
1 公債費		340,300 <sup>千円</sup>
	1 公債費	340,300
歳出合計		340,300

平成25年度奈良市駐車場事業特別会計予算  
平成25年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		100,000 <sup>千円</sup>
	1 使用料	100,000
2 繰入金		231,158
	1 一般会計繰入金	231,158
3 諸収入		42
	1 雑収入	42
歳入合計		331,200

歳出

款	項	金額
1 駐車場事業費		95,450 <sup>千円</sup>
	1 駐車場費	95,450
2 公債費		235,750
	1 公債費	235,750
歳出合計		331,200

平成25年度奈良市介護保険特別会計予算  
平成25年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保険料		5,318,939 <sup>千円</sup>
	1 介護保険料	5,318,939
2 国庫支出金		5,325,745
	1 国庫負担金	4,334,337

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ331,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,142,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

	2 国庫補助金	991,408
3 支払基金交付金		7,012,520
	1 支払基金交付金	7,012,520
4 県支出金		3,571,360
	1 県負担金	3,487,213
	2 県補助金	84,147
5 財産収入		6,646
	1 財産運用収入	6,646
6 繰入金		3,900,190
	1 一般会計繰入金	3,699,619
	2 基金繰入金	200,571
7 諸収入		6,600
	1 雑収入	6,600
歳入合計		25,142,000

歳出

款	項	金額
1 総務費		613,651 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	329,182
	2 賦課徴収費	19,957
	3 介護認定審査会費	264,512
2 保険給付費		24,066,310
	1 介護サービス等諸費	24,066,310
3 地域支援事業費		443,893
	1 介護予防事業費	114,814
	2 包括的支援事業費 ・ 任意事業費	329,079
4 基金積立金		6,646
	1 基金積立金	6,646
5 諸支出金		11,500
	1 償還金及び還付加算金	11,500
歳出合計		25,142,000

平成25年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計  
予算

平成25年度奈良市の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の  
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		507 <sup>千円</sup>

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,000  
千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額  
は、「第1表 歳入歳出予算」による。

	1 一般会計繰入金	507
2 繰越金		10,126
	1 繰越金	10,126
3 諸収入		30,367
	1 貸付金元利収入	30,167
	2 雑収入	200
歳入合計		41,000

## 歳出

款	項	金額
1 母子寡婦福祉資金費		41,000 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	11,697
	2 貸付金	29,303
歳出合計		41,000

平成25年度奈良市針テラス事業特別会計予算  
平成25年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		73,500 <sup>千円</sup>
	1 使用料	73,500
2 財産収入		117
	1 財産運用収入	117
3 繰入金		20,083
	1 基金繰入金	20,083
歳入合計		93,700

## 歳出

款	項	金額
1 針テラス事業費		117 <sup>千円</sup>
	1 針テラス事業費	117
2 公債費		93,583
	1 公債費	93,583
歳出合計		93,700

平成25年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算  
平成25年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,870,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		3,882,336 <sup>千円</sup>
	1 後期高齢者医療保険料	3,882,336
2 使用料及び手数料		3
	1 手数料	3
3 繰入金		753,188
	1 一般会計繰入金	753,188
4 繰越金		25,000
	1 繰越金	25,000
5 諸収入		209,473
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	8,000
	3 預金利子	1
	4 雑収入	201,471
歳入合計		4,870,000

歳出

款	項	金額
1 総務費		50,650 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	38,743
	2 徴収費	11,907
2 後期高齢者医療金		4,617,880
	1 後期高齢者医療金	4,617,880
3 保健事業費		201,470
	1 健康保持増進事業費	201,470
歳出合計		4,870,000

平成25年度奈良市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度奈良市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病床数	一般病床 350床
2 年間患者数	
(1) 入院	86,423人
(2) 外来	202,372人
3 1日平均患者数	
(1) 入院	237人
(2) 外来	691人
4 主要な建設改良事業	
(1) 施設改良費	1,835,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 病院事業収益	606,235千円
第1項 医業収益	80,985千円
第2項 医業外収益	471,450千円
第3項 看護師養成事業収益	53,800千円
支出	
第1款 病院事業費用	572,400千円
第1項 医業費用	493,643千円
第2項 医業外費用	23,457千円
第3項 看護師養成事業費用	53,800千円
第4項 予備費	1,500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額

13,135千円は、当年度分損益勘定留保資金13,135千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,859,965千円
第1項 企業債	1,835,000千円
第2項 負担金	24,965千円
支 出	

第1款 資本的支出	1,873,100千円
第1項 建設改良費	1,835,000千円
第2項 企業債償還金	38,100千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
市立奈良病院建設事業費に充当	1,835,000	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)  
第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。  
(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項 医業費用	
第2項 医業外費用	
第3項 看護師養成事業費用	
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	51,587千円
(他会計からの補助金)	

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、101,673千円である。  
平成25年度奈良市水道事業会計予算  
(総則)

第1条 平成25年度奈良市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。  
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。	
1 給水戸数	166,760戸
2 年間総給水量	44,555,000m <sup>3</sup>
3 1日平均給水量	122,070m <sup>3</sup>
4 主要な建設改良事業	1,176,023千円
(1) 施設整備事業費	133,350千円
(2) 施設費	600,412千円
(3) 配水施設改良費	442,261千円
(収益的収入及び支出)	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	7,807,000千円
第1項 営業収益	7,616,640千円

第2項 営業外収益	190,340千円
第3項 特別利益	20千円
支 出	

第1款 水道事業費用	7,921,000千円
第1項 営業費用	6,635,442千円
第2項 営業外費用	763,623千円
第3項 特別損失	511,935千円
第4項 予備費	10,000千円
(資本的収入及び支出)	

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,060,000千円は、過年度分損益勘定留保資金2,038,710千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,316千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	1,751,000千円
第1項 企業債	500,000千円
第2項 負担金	976,370千円
第3項 分担金	274,630千円
支 出	

第1款 資本的支出	4,811,000千円
第1項 施設整備事業費	168,961千円
第2項 施設費	677,352千円
第3項 配水施設改良費	550,876千円
第4項 固定資産取得費	19,087千円
第5項 企業債償還金	2,258,932千円
第6項 長期割賦金	1,085,792千円
第7項 投資	40,000千円
第8項 予備費	10,000千円
(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。



起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	500,000	証書借入	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項相互の間における経費の流用額が、50,000千円以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,733,106千円  
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

- (1) 布目ダム建設事業(一次精算)割賦負担金元利償還補助金 529,055千円
- (2) 布目ダム建設事業(二次精算)割賦負担金元利償還補助金 91,854千円
- (3) 比奈知ダム建設事業割賦負担金元利償還補助金 247,142千円
- (4) 東部地域等水道整備事業簡易水道事業債元利償還補助金 116,404千円
- (5) 児童手当補助金 13,990千円  
(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、250,000千円と定める。

平成25年度奈良市都祁水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度奈良市都祁水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 給水戸数 1,902戸
- 2 年間総給水量 747,921m<sup>3</sup>
- 3 1日平均給水量 2,049m<sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、奈良市水道事業会計から長期借入金40,000千円を借り入れる。

収 入

- 第1款 水道事業収益 183,000千円
- 第1項 営業収益 133,466千円

第2項 営業外収益 49,507千円

第3項 特別利益 27千円

支 出

第1款 水道事業費用 375,200千円

第1項 営業費用 292,545千円

第2項 営業外費用 82,604千円

第3項 特別損失 51千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入 260,600千円

第1項 負担金 258,615千円

第2項 分担金 1,985千円

支 出

第1款 資本的支出 257,800千円

第1項 固定資産取得費 266千円

第2項 企業債償還金 192,561千円

第3項 長期割賦金 64,973千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ10,700千円及び22,400千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項相互の間における経費の流用額が、5,000千円以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 32,420千円  
(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

(1) 都祁水道事業助成金 307,320千円  
平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 給水戸数	599戸
2 年間総給水量	153,651m <sup>3</sup>
3 1日平均給水量	421m <sup>3</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 簡易水道事業収益	58,100千円
第1項 営業収益	26,005千円
第2項 営業外収益	32,089千円
第3項 特別利益	6千円

支 出

第1款 簡易水道事業費用	75,900千円
第1項 営業費用	67,085千円
第2項 営業外費用	8,766千円
第3項 特別損失	49千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	18,800千円
第1項 負担金	18,663千円
第2項 分担金	137千円

支 出

第1款 資本的支出	18,700千円
第1項 固定資産取得費	37千円
第2項 企業債償還金	18,663千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ2,300千円及び7,500千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項相互の間における経費の流用額が、5,000千円以内である場合。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,105千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計から補助を受ける金額は、次のとおりと

定める。

(1) 月ヶ瀬簡易水道事業助成金 50,750千円  
(平成25年3月25日揭示済)